



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

●社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）の保険料の徴収について

	事由	徴収する期間	保険料の徴収 ○=徴収する ×=徴収しない		
			健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
給 与	入社（取得）時	入社（取得）した月 より徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○（40歳～64歳）
	退職（喪失）時	退職日の翌日（喪失 日）の属する月の 前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○（40歳～64歳）
	40歳に 達したとき （介護保険料 の徴収開始）	40歳の誕生日の前日 の属する月より徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○
	65歳に 達したとき （介護保険料 の徴収終了）	65歳の誕生日の前日 （喪失日）の属する月 の前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	×
	70歳に 達したとき （厚年保険料 の徴収終了）	70歳の誕生日の前日 （喪失日）の属する月 の前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	×	×
	75歳に 達したとき （健康保険料 の徴収終了）	75歳の誕生日（喪失 日）の属する月の前月 まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			×	×	×
賞 与	賞与を支給 したとき	上記の期間中に支払 われる賞与について、 その支給額により 徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○ （入社～74歳）	○ （入社～69歳）	○ （40歳～64歳）

●社会保険の保険料の免除

	事由	免除する期間	何の保険料を免除するか				
			健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料		
給与	産前産後休業を申し出た時	産前産後休業を開始した月より産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料		
			免除	免除	免除		
			(例) 3/1～5/31 まで産前産後休業の場合 →3月分より5月分まで免除されます。 2/28～5/30 まで産前産後休業の場合 →2月分より4月分まで免除されます。				
給与	育児休業を申し出た時	育児休業を開始した月より育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料		
			免除	免除	免除		
					(例) 5/1～10/31 まで育児休業の場合 →5月分より10月分まで免除されます。 4/30～10/30 まで育児休業の場合 →4月分より9月分まで免除されます。 5/29～31 まで育児休業の場合 →5月分のみ免除されます。		
		令和4年10月～ 新たに追加	育休休業の開始と終了日の翌日が同月内で日数が14日以上ある場合、その月が免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	
免除	免除			免除			
			(例) 5/1～5/22 まで育児休業の場合 22日>14日なので5月分の保険料は免除となります。				
賞与	産前産後休業・育児休業を申し出た時	上記の免除期間中に支払われる賞与は免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料		
			免除	免除	免除		
令和4年10月～ 改正		1ヵ月を超えて育児休業を取得した場合、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料		
			免除	免除	免除		
			(例) 5/1～7/15 まで育児休業の場合 2ヵ月半(1ヵ月を超えている)の育児休業の取得で6月が賞与月だった場合、月末を含んでいるので保険料は免除されます。				
給与・賞与	介護休業を申し出たとき	免除されない	産前産後休業・育児休業では免除がありますが、 <u>介護休業には免除制度がありません。</u>				

※社会保険の保険料の徴収・免除について、原則は翌月引きですので翌月分給与より徴収、免除しますが、会社によっては当月より徴収、免除される会社もありますので、給与月で上記の表に当てはめると相違する場合があります。

今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。